

九州医療科学大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

制定年月日：令和 4 年 3 月 28 日

最終変更年月日：令和 6 年 4 月 1 日

九州医療科学大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）及び「九州医療科学大学公的研究費に関するコンプライアンス規程」に基づき、教育研究活動を行う機関として社会的な責任を果たし、学術研究を通じて地域社会の充実及び発展の貢献に努めるため、公的研究費の適正な運営及び管理体制を整備し、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、次のとおり公的研究費の不正防止対策の基本方針を定める。

（責任体系の明確化）

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

2. 公的研究費の事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、公的研究費に関わる教職員の意識向上を図るため、コンプライアンス教育と啓発活動を実施する。

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

3. 不正を発生させる要因の把握に努め、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のある不正防止計画を策定し、実施する。

（情報発信・共有化の推進）

4. 公的研究費の不正防止対策の基本方針や不正防止計画を公表する。また、公的研究費の事務処理手続きに関するルール等の相談を受け付ける窓口や、不正に対応するための通報窓口を設置し、学内外に公表する。

（モニタリングの在り方）

5. 公的研究費の適正な管理のため、モニタリングを実施するとともに、監査体制を整備し、内部監査を実施する。